

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

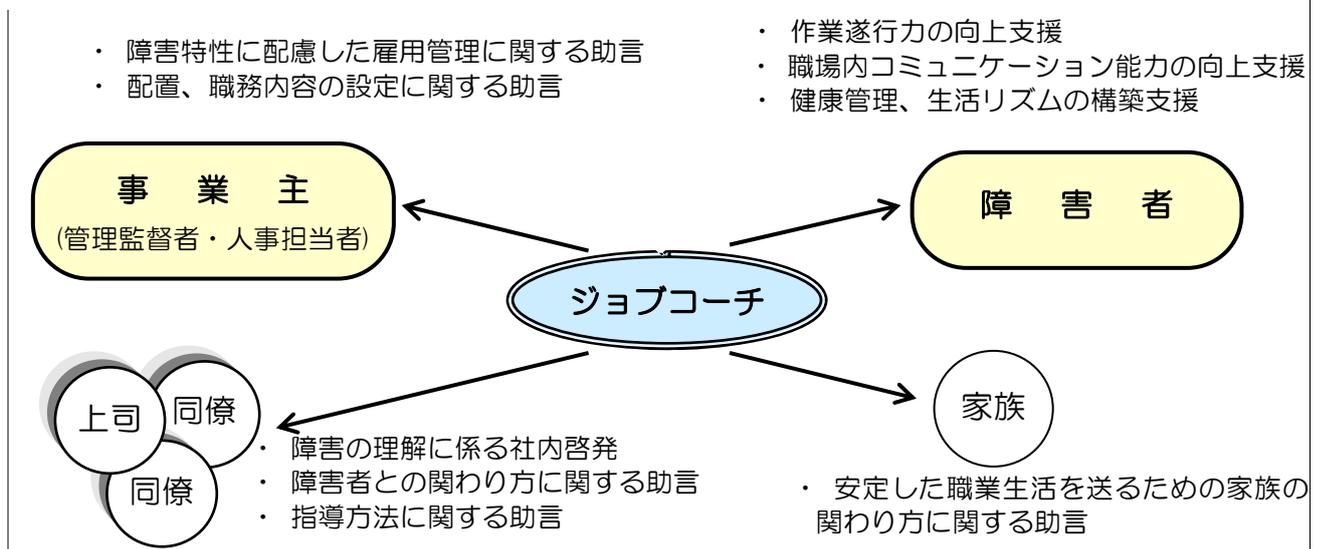
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行う。

地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施。

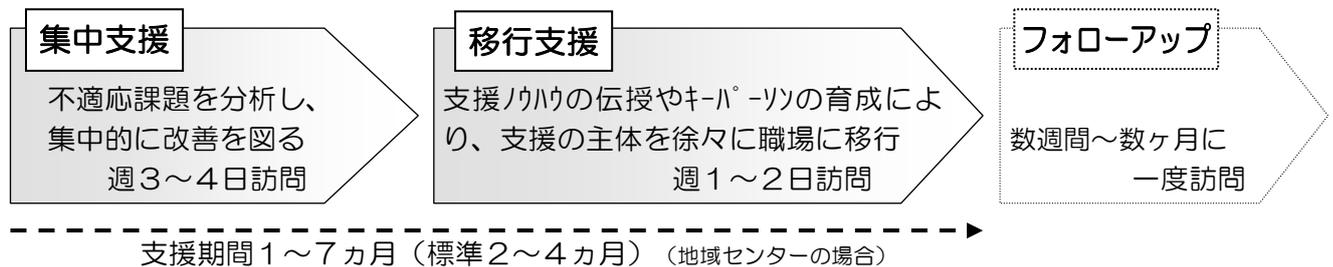
◎ 支援の契機

- ・ 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- ・ 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ



◎ ジョブコーチ配置数（平成 18 年 9 月現在）

計 7 9 3 人	地域センターのジョブコーチ	3 0 4 人
	第 1 号ジョブコーチ（福祉施設型）	4 6 9 人
	第 2 号ジョブコーチ（事業所型）	2 0 人

◎ 支援実績（平成 17 年度、地域センター）

支援対象者数 3, 0 5 0 人、職場定着率（支援終了後 6 ヶ月） 8 3 . 6 %

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の見直しについて

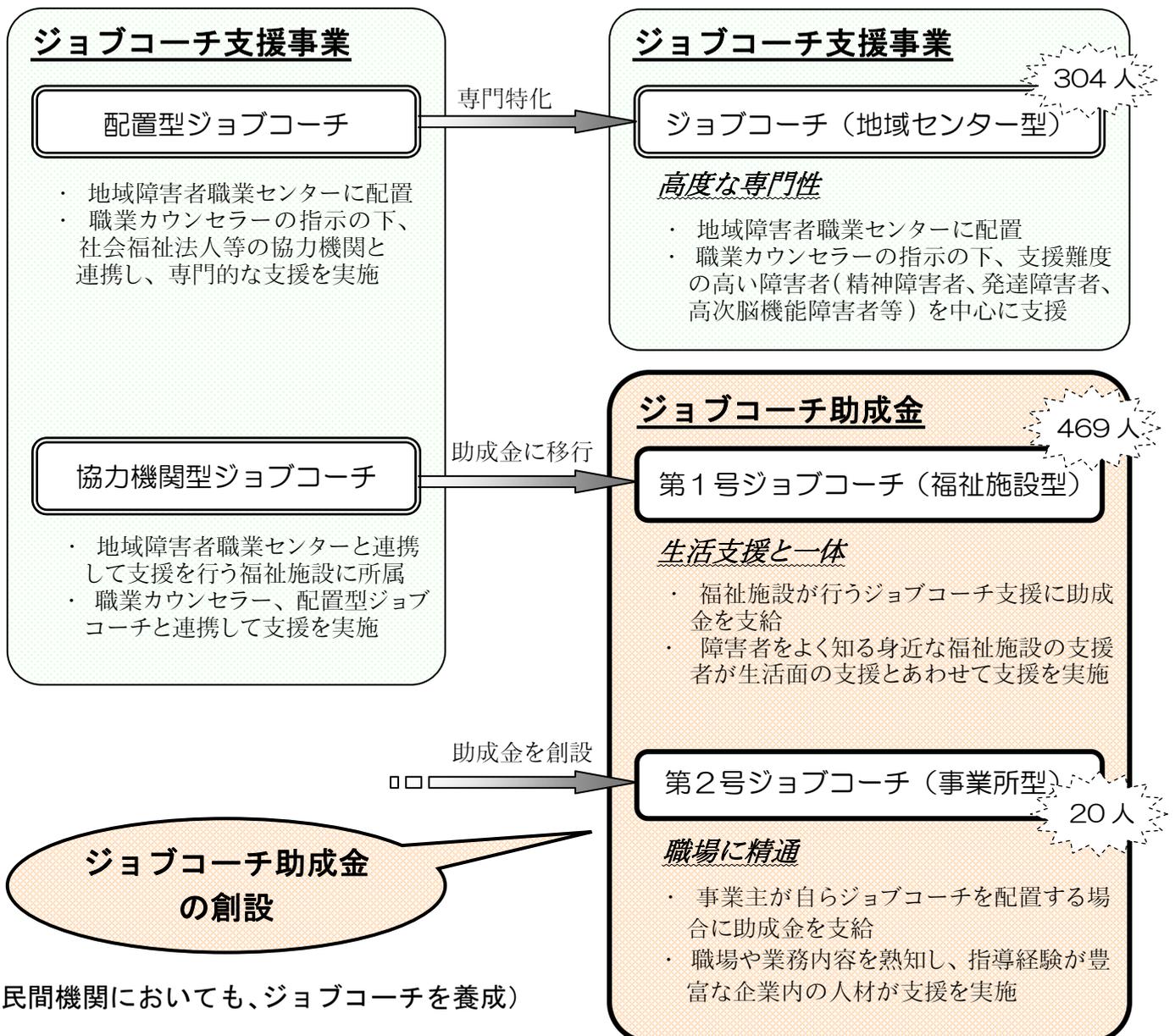
◎ 見直しのねらい

- ① 支援ニーズの増加への対応
 - 助成金化によりジョブコーチ数の拡充を図り、柔軟な運用を可能に
- ② ジョブコーチの裾野の拡大
 - 福祉分野や企業における人材を、それぞれの得意分野を活かして有効活用
- ③ 福祉施設の就労支援機能の強化
 - 施設体系の見直しとあいまって、福祉施設に就労支援ノウハウを普及

◎ 見直しの内容

法改正前（17年9月まで）

法改正後（17年10月～）



職場適応援助者助成金の概要

就職又は職場定着に課題を有する障害者に対して、円滑に職場に適応できるように職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を行う社会福祉法人等及び事業主に対して、その費用の一部を助成する制度。

(1) 第1号職場適応援助者助成金

① 支給対象法人の要件

法人格を有していること、障害者雇用に係る支援の実績があること、地域障害者職業センターとの業務連携関係があること等の要件を満たす社会福祉法人等。

② 第1号職場適応援助者の要件

法人に雇用されており、障害者の就労支援に係る業務経験を1年以上有し、機構が行う又は厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を修了した者

③ 支援対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、その他第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者

④ 支給対象費用等

- ・ 第1号職場適応援助者による援助の実施に要した費用、日額14,200円
- ・ 雇用前支援における事業主の受け入れに係る費用、日額2,500円
- ・ 研修の受講に係る旅費
- ・ 支給期間：1年8ヶ月（フォローアップ期間を含む）

⑤ その他

- ・ 地域センターが策定、又は認定法人が作成し地域センターが承認した支援計画に基づき援助を実施。
- ・ 原則として、1人の支援対象障害者に対し複数の職場適応援助者が担当。（職場適応援助者の支援技術の向上・維持、職場適応援助者の交替への対応、職場適応援助者自身のストレスへの対処等のため。）

(2) 第2号職場適応援助者助成金

① 支給対象事業主

雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置している事業主

② 第2号職場適応援助者の要件

法人に雇用されており、障害者の雇用関係業務について一定の経験及び能力を有し（※）、機構が行う又は厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修を修了した者。

※ 次のいずれかに該当する者

- ・ 障害者職業生活相談員の資格取得後、5年以上障害者の雇用に関する指導等の業務に就いていた者
- ・ 特例子会社・重度障害者多数雇用事業所において障害者の就業支援に関する業務を3年以上行った者

③ 支援対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者

④ 支給対象費用等

- ・ 第2号職場適応援助者による援助の実施に要した費用
- ・ 助成率3／4（上限 月15万円）
- ・ 支給期間：最大6ヶ月

⑤ その他

第2号職場適応援助者による援助は、単独で行うことを基本とする。但し、必要に応じて、地域センターの配置型ジョブコーチや第1号ジョブコーチと連携して支援を行うことも可能。

職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修の概要

(平成18年6月現在)

○配置型職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独) 高齢・障害者雇用支援機構	年4回*	若干名*	45時間以上 (本部研修5日間) (地域研修4日間)	本部研修:千葉県 地域研修:地域障害者 職業センター	地域障害者職業センターにおいて配置型職場適 応援助者として新たに委嘱された者

※第1号と同時受講

○第1号職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独) 高齢・障害者雇用支援機構	年4回	40名程度/回	45時間以上 (本部研修5日間) (地域研修4日間)	本部研修:千葉県 地域研修:地域障害者 職業センター	第1号ジョブコーチ助成金に係る認定を受けた社 会福祉法人等に雇用される職員で第1号ジョブ コーチとなる予定の者
厚生労働大臣が指定する研修					
(NPO) ジョブコーチ・ネットワーク	年2回	40名程度/回	42時間(6日間)	東京都、神奈川県	障害者の就職支援に携わっているか、近い将来携 わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する 専門性の習得を希望する者
(NPO) 大阪障害者雇用支援ネットワーク	年2回	15名程度/回	50時間(7日間)	大阪府	障害者の就職支援に携わっているか、近い将来携 わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する 専門性の習得を希望する者

○第2号職場適応援助者養成研修

実施主体	回数	定員	研修時間	実施地域	受講対象者
(独) 高齢・障害者雇用支援機構	年3回	40名程度/回	44時間以上 (本部研修5日間) (地域研修4日間)	本部研修:千葉県 地域研修:地域障害者 職業センター	第2号ジョブコーチ助成金に係る認定を受けた事 業主に雇用される職員で第2号ジョブコーチとなる 予定の者
厚生労働大臣が指定する研修					
(NPO) ジョブコーチ・ネットワーク	年2回	20名程度/回	42時間(6日間)	東京都、神奈川県	障害者の就職支援に携わっているか、近い将来携 わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する 専門性の習得を希望する者
(NPO) 大阪障害者雇用支援ネットワーク	年2回	15名程度/回	50時間(7日間)	大阪府	障害者の就職支援に携わっているか、近い将来携 わるとを予定している者で、ジョブコーチに関する 専門性の習得を希望する者

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の実施状況

1. 地域障害者職業センターにおける職場適応援助者支援事業（平成17年度）

○ 障害種類別の支援開始者数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	計
305人 (10.0%)	2,263人 (74.2%)	380人 (12.5%)	102人 (3.3%)	3,050人 (100.0%)

○ 支援開始者の支援契機の状況

雇用前のみ	雇用前から雇用後	雇用と同時	雇用後のみ	計
344人 (11.3%)	668人 (21.9%)	1,174人 (38.5%)	864人 (28.3%)	3,050人 (100.0%)

○ 平成17年度中の支援終了者の支援期間の状況

1月未満	1月以上2月未満	2月以上4月未満	4月以上6月未満	計
151人 (5.1%)	608人 (20.4%)	2,050人 (69.0%)	163人 (5.5%)	2,972人 (100.0%)

○ ジョブコーチの種別ごとの支援の割合（複数支援体制の状況）

	支援開始者数	構成比	(前年度)
配置型ジョブコーチのみによる支援	1,198人	39.3%	(34.3%)
協力機関型ジョブコーチのみによる支援	251人	8.2%	(14.3%)
配置型ジョブコーチと協力機関型ジョブコーチ (又は第1号ジョブコーチ)によるペア支援	1,539人	50.5%	(49.0%)
その他の組み合わせによる支援	62人	2.0%	(2.4%)
計	3,050人	100.0%	(100.0%)

注1) 平成17年10月から助成金制度を創設。呼称については、平成17年9月末までは「協力機関型ジョブコーチ」、平成17年10月以降は「第1号ジョブコーチ」。

注2) 「協力機関型ジョブコーチのみによる支援」については、平成17年9月末までに支援を開始した分の実績。平成17年10月以降、第1号ジョブコーチのみによる支援については、地域障害者職業センターの実績としては計上されない。

注3) その他には、登録型ジョブコーチと配置型ジョブコーチ又は第1号ジョブコーチ(協力機関型ジョブコーチ)との組み合わせ、登録型ジョブコーチのみ等の支援が含まれる。(登録型ジョブコーチは平成18年3月末で廃止。)

○ 支援終了後の職場定着状況

平成16年10月～17年9月に支援を終了した3,106人の支援終了後6ヶ月経過時点の定着率	83.6%
---	-------

2. 第1号ジョブコーチ助成金による職場適応援助者事業（平成17年度下期）

○ 障害種類別の支援開始者数

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
78人 (8.1%)	734人 (75.8%)	145人 (15.0%)	8人 (0.8%)	3人 (0.3%)	943人 —

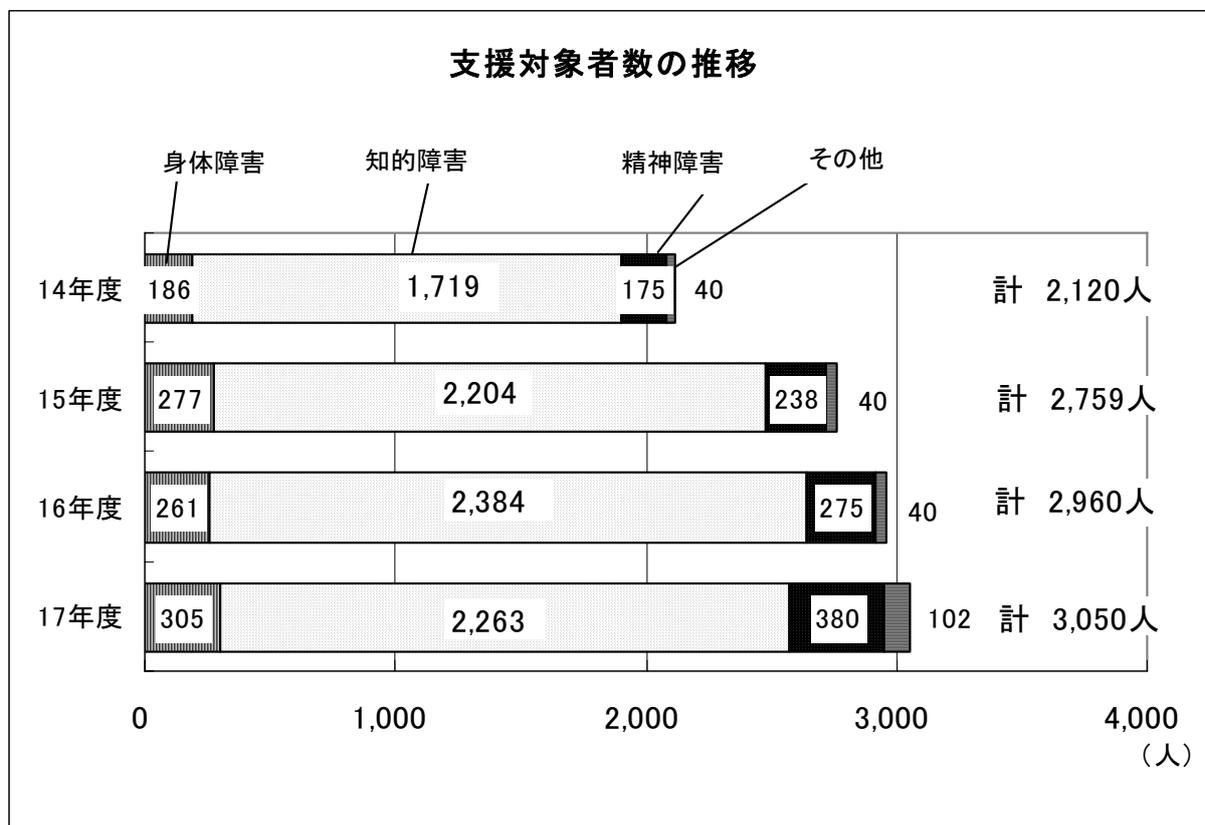
注1) 平成17年10月以降平成18年3月末までに支援を開始した者の数。

注2) 第1号ジョブコーチのみによる支援対象者数だけではなく、配置型ジョブコーチとのペア支援による支援対象者数も計上されている。

注3) 障害種別については、障害が重複する場合は該当する障害それぞれに計上しているため、合計は一致しない。
(合計は実人員。)

ジョブコーチ事業の実施状況の推移

1. 支援対象者数の推移



2. 支援終了者の職場定着率の推移

	支援終了後6ヶ月の定着率	備考
14年度	74.6%	平成14年4月～9月までの支援終了者559人の定着率
15年度	78.7%	平成14年10月～平成15年9月までの支援終了者2,475人の定着率
16年度	83.0%	平成15年10月～平成16年9月までの支援終了者2,857人の定着率
17年度	83.6%	平成16年10月～平成17年9月までの支援終了者3,106人の定着率

※ 終了者には中止者を含む。

職場適応援助者（ジョブコーチ）数の推移

(人)

	計	配置型ジョブコーチ	協力機関型 ／第1号ジョブコーチ	第2号ジョブコーチ
14年度 *年度末	475	235	240	—
15年度 *年度末	580	243	337	—
16年度 *年度末	603	243	360	—
17年度 *9月末	601	243	358	—
*年度末	736	304	417	15
18年度 *9月末	793	304	469	20

注1) 平成14年5月に事業創設。平成17年10月に職場適応援助者助成金を創設。

注2) 第1号ジョブコーチ及び第2号ジョブコーチについては、認定数を計上。

職場適応援助者(ジョブコーチ)の都道府県別配置状況

(平成18年9月末現在)

(人)

センター	区分	配置型ジョブコーチ	第1号ジョブコーチ	第2号ジョブコーチ
01	北海道	10	17	1
02	青森	5	6	
03	岩手	5	5	
04	宮城	7	13	
05	秋田	4	5	
06	山形	5	6	
07	福島	5	9	
08	茨城	6	9	
09	栃木	6	10	1
10	群馬	6	8	
11	埼玉	7	11	
12	千葉	8	15	
13	東京	14	20	6
14	神奈川	7	14	2
15	新潟	6	7	
16	富山	5	7	
17	石川	5	9	
18	福井	6	8	
19	山梨	5	7	
20	長野	5	12	2
21	岐阜	6	9	
22	静岡	7	8	
23	愛知	11	20	
24	三重	6	4	
25	滋賀	7	7	
26	京都	8	8	
27	大阪	13	30	2
28	兵庫	10	24	
29	奈良	5	9	
30	和歌山	6	11	
31	鳥取	6	5	4
32	島根	5	7	
33	岡山	5	10	2
34	広島	7	4	
35	山口	5	2	
36	徳島	5	9	
37	香川	5	8	
38	愛媛	6	11	
39	高知	5	5	
40	福岡	12	16	
41	佐賀	5	5	
42	長崎	5	11	
43	熊本	6	9	
44	大分	6	10	
45	宮崎	6	6	
46	鹿児島	4	7	
47	沖縄	5	16	
合計		304	469	20

※ 第1号ジョブコーチ及び第2号ジョブコーチについては、認定を受けたジョブコーチ数を計上。

関係条文（職場適応援助者関係）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（納付金関係業務）

第四十九条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。

（第一号から第四号まで 略）

四の二 身体障害者又は知的障害者に対する職場適応援助者による援助であって、次のいずれかを行う者に対して、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人その他身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人が行う職場適応援助者による援助の事業

ロ 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者を置くこと。

（第五号以下 略）

（第 2 項 略）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）（抄）

（職場適応援助者助成金）

第二十条の二の三 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一 法第四十九条第一項第四号の二イに規定する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（次項において「社会福祉法人等」という。）であって、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者（次号及び第三十四条において「発達障害者」という。）その他職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による援助が特に必要であると機構が認める者であって、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めるものに限る。）が職場に適応することを容易にするための第一号職場適応援助者による援助の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

二 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に限る。）である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う第二号職場適応援助者の配置を行う事業主（第二号職場適応援助者による援助を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

2 前項第一号の第一号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであって、社会福祉法人等が行う職場適応援助者による援助の事業により行われる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次項において「障害者職業総合センター」という。）及び法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次項において「地域障害者職業センター」という。）が行う第一号職場適応援助者の養成のための研修

二 第一号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

3 第一項第二号の第二号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであって、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

一 法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う第二号職場適応援助者の養成のための研修

二 第二号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

（第 4 項 略）